

○常総衛生組合長期継続契約を締結することができる 契約を定める条例

〔令和5年10月6日
常総衛生組合条例第8号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務用機器等（ソフトウェアを含む。）又は車両の賃貸借及び保守管理に係る契約
- (2) 情報システム等の運用管理の委託に係る契約
- (3) 施設等の維持管理の委託に係る契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、適正な事務の取扱いを確保するため管理者が特に必要と認める契約

(契約の期間)

第3条 前条に規定する契約の期間は、5年以内とする。ただし、管理者が必要と認めるものにあつては、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。